

新庄市監査公告第26号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月21日

新庄市監査委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査
- 2 監査の対象 新庄・最上さくらが丘斎苑
（指定管理者 株式会社セロン東北）
令和6年度の施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和7年9月25日から令和7年10月16日まで
- 4 監査の方法
監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。
- 5 監査の結果
指定管理者事業について、提出された資料等に基づき監査した結果、関係帳簿を照合確認し計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。